

水俣病問題の全面解決と認定審査基準の見直しを求める理事長声明

水俣病（魚介類の摂食により発病した有機水銀中毒）の患者数は数万人に及ぶとされるが、1956年（昭和31年）5月の「公式発見」から60年近く経っているにもかかわらず水俣病問題は今なお解決していない。水俣病問題を放置することは、人命軽視・人権無視であり、一日も早い全面解決が必要である。

本年4月16日、最高裁判所は、水俣病認定審査基準（いわゆる昭和52年判断条件）を満たさない水俣病患者についても、公害健康被害補償法の水俣病として認定される場合があることを示した。これにより、最高裁平成16年10月15日判決（関西水俣病訴訟最高裁判決）に引き続き、昭和52年判断条件の見直しが迫られたことになる。

これに対し、環境省は昭和52年判断条件の見直しはしないと明言している。このような態度は、人命軽視・人権無視も甚だしく、法の支配や三権分立をも蔑ろにするものであって決して許されるものではない。

環境省は、昭和52年判断条件を直ちに改め、症状が感覚障害のみでも居住歴等から総合判断して有機水銀中毒を否定しがたい場合には水俣病とする認定審査基準を設定すべきである。

国は、昭和52年判断条件により多くの水俣病患者を切り捨ててきた事実を認めて真摯に反省し、全ての水俣病患者を救済し、水俣病問題を全面的に解決するために最大限の努力を行うべきである。

2013年（平成25年）8月7日

近畿弁護士会連合会

理事長 正木靖子